

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によって、地域森林計画を立てようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区の名称	関 係 市 町
瀬戸内	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、大崎上島町、世羅町

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課並びに各広島県農林水産事務所及び農林事業所

三 縦覧期間

令和三年十月十四日から令和三年十一月八日まで